

第13期 中間決算公告

平成19年12月27日

東京都港区芝三丁目23番1号  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
取締役社長 川合 正

中間貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	29,756	預金	78
有価証券	84,092	コールマネー	99,000
その他資産	37,264	信託勘定借	736
未収収益	12,574	その他負債	10,761
未収金	7,910	賞与引当金	370
前払年金費用	14,954	役員退職慰労引当金	185
その他の資産	1,824	負債の部合計	111,132
有形固定資産	592	（純資産の部）	
無形固定資産	3,020	資本金	11,000
繰延税金資産	1,521	資本剰余金	21,246
		資本準備金	21,246
		利益剰余金	12,854
		その他利益剰余金	12,854
		繰越利益剰余金	12,854
		株主資本合計	45,100
		その他有価証券評価差額金	15
		評価・換算差額等合計	15
		純資産の部合計	45,116
資産の部合計	156,248	負債及び純資産の部合計	156,248

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |         |
|-----|---------|
| 建 物 | 10年～50年 |
| 動 産 | 3年～ 8年  |
- なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による影響は軽微であります。
- また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
- また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間期末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため前払年金費用として計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- |          |   |
|----------|---|
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理 |
|----------|---|
7. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。
- なお、役員退職慰労引当金については、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号）が平成19年4月13日付で改正されたことに伴い、同報告を早期適用し、前事業年度下半期から計上しております。
- 従いまして、前中間期においては従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、前中間期の経常利益は26百万円、税引前中間純利益は131百万円多く計上されております。
8. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
10. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務はありません。
11. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務はありません。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 1,328百万円
13. 担保に供している資産は、為替決済、資金決済等の担保として有価証券 68,893百万円を差し入れているほか、信託業法等に基づき現金預け金50百万円を差し入れております。  
また、その他の資産のうち、敷金は 863百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 75,193円65銭

15. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
債券	83,849	83,876	26
国債	83,849	83,876	26
合計	83,849	83,876	26

なお、上記評価差額から繰延税金負債10百万円を差し引いた額15百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

16. 時価評価されていない有価証券の内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	216

17. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

退職給付引当金	1,583百万円
減価償却限度超過額	583
未払事業税	399
賞与引当金	150
その他	629
繰延税金資産合計	3,346

繰延税金負債

退職給付信託設定益	1,329
その他有価証券評価差額金	10
その他	484
繰延税金負債合計	1,825

繰延税金資産の純額

1,521百万円

18. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は34.76%であります。

中間損益計算書 (平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経 常 収 益		27,937
信 託 報 酬	22,241	
資 金 運 用 収 益	216	
(うち有価証券利息配当金)	(216)	
役 務 取 引 等 収 益	5,440	
そ の 他 経 常 収 益	38	
経 常 費 用		14,329
資 金 調 達 費 用	259	
役 務 取 引 等 費 用	6,238	
営 業 経 費	7,815	
そ の 他 経 常 費 用	16	
経 常 利 益		13,607
特 別 損 失		2
税 引 前 中 間 純 利 益		13,604
法人税、住民税及び事業税		5,167
法 人 税 等 調 整 額		341
中 間 純 利 益		8,096

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 13,493円74銭

(参考)

信託財産残高表（平成19年9月30日現在）

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	8,240,249	金 銭 信 託	17,146,858
信 託 受 益 権	30,930,867	年 金 信 託	6,842,844
金 銭 債 権	1,773,634	投 資 信 託	12,491,311
そ の 他 債 権	72,766	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	424,439
銀 行 勘 定 貸	736	有 価 証 券 の 信 託	1,271,983
現 金 預 け 金	66,781	金 銭 債 権 の 信 託	1,805,977
		包 括 信 託	1,101,620
合 計	41,085,035	合 計	41,085,035

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 30,905,441百万円 が含まれております。
4. 共同信託他社管理財産 3,959,201 百万円
5. 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。